

郵便物の運送にかかる運賃料金

距離制運賃率

1 運賃率表

単位：円

車種別 キロ程	1トン車まで	2トン車まで	4トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで	12トン車を 超え2トンを増す 車種までごとに
10 Kmまで	8,380	9,030	10,220	12,510	—	—	—	—
20 "	10,000	10,790	12,200	14,930	17,200	19,410	20,360	950
30 "	11,620	12,540	14,180	17,370	20,000	22,560	23,670	1,110
40 "	13,240	14,290	16,170	19,790	22,790	25,710	26,970	1,270
50 "	14,850	16,040	18,150	22,210	25,590	28,870	30,290	1,410
60 "	16,460	17,790	20,130	24,640	28,390	32,020	33,590	1,570
70 "	18,090	19,540	22,110	27,070	31,170	35,170	36,890	1,720
80 "	19,700	21,300	24,090	29,500	33,970	38,330	40,210	1,890
90 "	21,330	23,050	26,080	31,920	36,770	41,490	43,510	2,030
100 "	22,940	24,800	28,060	34,350	39,560	44,640	46,820	2,190
110 "	24,960	26,890	29,290	35,850	41,300	46,590	48,860	2,280
120 "	24,950	26,970	30,520	37,350	43,020	48,530	50,910	2,380
130 "	25,950	28,050	31,730	38,860	44,750	50,480	52,950	2,480
140 "	26,950	29,140	32,970	40,350	46,480	52,430	54,990	2,560
150 "	27,960	30,210	34,190	41,850	48,210	54,380	57,040	2,660
160 "	28,950	31,300	35,420	43,340	49,930	56,320	59,090	2,760
170 "	29,960	32,380	36,640	44,850	51,660	58,280	61,140	2,860
180 "	30,960	33,460	37,870	46,340	53,390	60,230	63,170	2,950
190 "	31,970	34,540	39,100	47,850	55,120	62,180	65,220	3,040
200 "	32,970	35,630	40,310	49,360	56,840	64,120	67,270	3,140
220 "	34,730	37,540	42,470	51,990	59,890	67,550	70,860	3,310
240 "	36,490	39,440	44,640	54,620	62,930	70,990	74,450	3,470
260 "	38,260	41,360	46,790	57,270	65,970	74,420	78,060	3,650
280 "	40,020	43,260	48,950	59,910	69,020	77,850	81,660	3,820
300 "	41,790	45,170	51,100	62,560	72,060	81,290	85,260	3,980
320 "	43,550	47,070	53,260	65,190	75,100	84,710	88,860	4,150
340 "	45,320	48,980	55,420	67,830	78,140	88,150	92,460	4,320
360 "	47,080	50,890	57,580	70,480	81,190	91,570	96,060	4,490
380 "	48,840	52,790	59,740	73,110	84,230	95,010	99,660	4,650
400 "	50,600	54,700	61,900	75,760	87,270	98,440	103,260	4,820
420 "	52,380	56,600	64,050	78,390	90,320	101,870	106,860	4,990
440 "	54,130	58,510	66,200	81,040	93,360	105,310	110,460	5,160
460 "	55,900	60,420	68,370	83,680	96,390	108,740	114,060	5,320
480 "	57,660	62,320	70,530	86,320	99,440	112,170	117,660	5,500
500 "	59,430	64,240	72,680	88,960	102,480	115,600	121,260	5,660
500Kmを超え50Km までを増すごとに	4,420	4,770	5,400	6,620	7,610	8,580	9,000	420

料 金
部 市 割 増 料

地 域	車種別								12トン車を超え2トンを増す車種までごとに
	1トン車まで	2トン車まで	4トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで		
東京都特別区・大阪市	790 円	890 円	950 円	1,130 円	1,210 円	1,320 円	1,390 円	140 円	
札幌市・仙台市・千葉市・浦安市・浦和市・東京都府中市・川崎市・横浜市・名古屋市・京都市・東大阪市・堺市・尼崎市・神戸市・広島市・北九州市・福岡市	520	520	620	710	790	790	890	100	

Ⅲ 運 賃 割 増 率

1. 冬 期 割 増

地 域	期 間	割 増 率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	
青森県、秋田県、山形県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全県		
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡	自 12月 1日	2 割
福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡	至 3月31日	
岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡		

2. 深夜・早朝割増

午後10時より午前5時までに運送した距離	3 割
----------------------	-----

3. チルド車両割増

チルド車を使用する場合	2 割
-------------	-----

IV 運賃割引率

往復割引

片道400km以上の往復運送	5 %
----------------	-----

V 消費税及び地方消費税の加算

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

VI 運賃料金適用方

1. この運賃及び料金は、車両を地方郵政局に専属して、地域区分局（一定地域の引受郵便物を集中して区分する局をいう。）相互間に郵便物を運送する場合であって、片道50km以上の運送に適用する。
2. この運賃及び料金は、使用車種1車1回の運送ごとに計算する。

3. 運送距離は、1車1回ごとの実車キロ程によるものとし、地方郵政局の指定した経路のキロ程による。
4. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した冬期割増額を加算する。

$$\text{冬期割増区間の運送距離による運賃} \times 0.2$$
5. 深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）に行われる運送については、次の式により算出した深夜・早朝割増額を加算する。

$$\text{深夜・早朝割増の適用時間に運送した運送距離による運賃} \times 0.3$$
6. チルド車を使用した場合には、次の式により算出したチルド車両割増を加算する。

$$\text{運送距離による運賃} \times 0.2$$
7. 既定便で同一線路を同一車両により往復運送（片道400km以上の運送に限る。）を行うものについては、次の式により算出した往復割引額を減算する。

$$\text{運送距離による運賃} \times 0.05$$
8. 都市割増料は、運送する郵便物の起点局、立寄局及び終点局が東京都特別区、大阪市、札幌市、仙台市、千葉市、浦安市、浦和市、東京都府中市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市の場合に収受する。

ただし、郵便物の起点局と終点局、起点局と立寄局、立寄局と終点局が同一の都市内又は隣接都市間の場合には、いずれか一方（割増料が相異なる場合は高額の方）について収受する。
9. 既定便とは、あらかじめ年間を通じまたは継続して7日以上（1週のうち、特定の曜日2日以内の運行休止については継続とみなす。）の専属配車の契約をして運行するものをいう。
10. 運賃に10円未満のは数を生じた場合は、最後に切り上げて10円単位とする。
11. 消費税及び地方消費税の加算は、運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算する。

これにより計算された金額に1円未満の端数が生じた場合は1円単位に四捨五入する。
12. 地方郵政局の要求による特別の負担及び有料道路利用料・自動車航送船利用料は、実費としてこれを別途収受する。

なお、自動車航送船利用の場合、航送期間（航送所要時間）中の固定費に対応する次の金額相当額を収受する。

車種別 区分	車種別							
	1トン車まで	2トン車まで	4トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで	12トン車を超え 2トンを増す車 種までごとに
30分当り固定費の額	1,620 円	1,750 円	1,980 円	2,430 円	2,790 円	3,140 円	3,310 円	170 円